

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

ただいまから順次質問を許可いたします。

◇ 小笠原 憲 昭 君

○議長（目時重雄君） 10番、小笠原憲昭の登壇を求めます。

10番。

〔10番 小笠原憲昭君登壇〕

○10番（小笠原憲昭君） おはようございます。

10番、小笠原憲昭、ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

3月定例議会は、新年度の予算審議の議会でもあります。平成30年度、町の基本的な考えを質問し、年度内に予算づけも含め検討いただけるものか、私なりの考え、提案をしながら議論を深めたいものと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、初めの質問は、冬期間の生活支援についてであります。

まだ春とはいいがたい時期ではありますが、ことしの冬は殊さら長いように感じております。降り積もる雪は寒さのせいか、全然解けませんし、家の周囲や道路の脇には、高い壁がつくられております。日常生活にも支障を来すような状態が続いておる状況でございます。

11月下旬から3月まで、およそ4カ月余りが冬期間となりますことから、寒さに耐えること、雪片づけの闘いが私どもの生活の毎日でございます。住民、町民側から見ますと、冬期間をいかに暮らすかが課題であり、町側から見ますと、冬期間をいかにしのぎやすく安心して暮らしていただけるかが課題だろうと考えております。

では、課題は何かと考えますと、第1には、除雪の問題でありますし、第2には、暖房費の確保のことだろうと考えます。総合計画の後期基本計画にも、今後のまちづくりに求められる取り組みとして、暮らしの安全・安心の確保が暮らしやすいまちづくりの方向であり、日常生活における生活の利便性や住環境の整備は、引き続き重要だと記述されております。このような観点からも、生活弱者と言われる高齢者、障害者、低所得者へのこの期間の生活支援は、暖房費の支援、除雪の問題ではないかと考えます。

また、除雪には、雪片づけという大変なエネルギーを必要といたします。43%となる高齢化社会では、人力では、これの対応が大変無理な状況になりつつあります。そこで、除雪機器の購入など、そういう考えでの助成ができないものか、町長のお考えをお伺いいたします。

昨年12月に、町は小坂町雪対策パンフレットを作成し、全戸配布をいたしました。表題も安心・安全な冬を過ごすためにとされており、住民にお願いしたいことや、困ったときの対応や、各種支援制度の説明がされており、大変にわかりやすい内容になっております。このパンフレットになかったことについて、ただいま取り上げて質問をいたしましたので、お考えをよろしくお願いいたします。

次に、2点目の十和田湖和井内エリア整備計画について質問をいたします。

去る1月31日に開催されました小坂町議会全員協議会で全体計画図と基本的な町の考え方の案が提示をされ、説明をいただきました。そこで、中身について再確認を含め、お尋ねをしたいと思います。

これは休平、大川岱自治会住民及び漁協との協議で確認、要望された事項のまとめとされております。確認された事項としては、2020年完成を目指す国道の改良により、駐車場スペースを広くとったエリアとする、施設建物は現在の十和田出張所の場所に建てかえるとなるなどでありました。要望及び協議した事項と検討結果としては、私の気にとめた事項のみを拾ってみますと、駐車場はなるべく広く確保してほしい。2は実施設計において広場としている箇所を活用し、拡大したい。また、土産品販売ができるスペースを考えてほしい。これには結論がありませんでしたし、観光案内人不在の解消には、通年にわたり1名以上を配置し、案内機能を充実する。それから、食堂など飲食機能を検討してほしい。これには、当

局案では、飲食機能は考えていない。ヒメマスを食べるなど、十和田湖畔の飲食施設を紹介し、十和田湖に滞在できるような案内機能を充実させたいとなっております。さらに、十和田小中学校の解体による建築部材の再利用についてという要望には、現段階で学校の解体は決定されていないとされております。駐車スペースとしては、大型が5台、小型60台とされております。イベント広場があり、遊戯広場、芝生広場、多目的広場が配置されることになっております。これほどのスペースを活用することにより、もうかる観光に結びつくものと、私は絶好のチャンスだと考えますが、町長はもうける観光、もうかる観光にこのエリアをどう結びつけるお考えか、お尋ねをいたします。

次に、公的会計制度移行についてお尋ねをいたします。

国の第31次地方制度調査会の答申が平成28年2月29日にまとめられ、この中で監査制度についても触れられております。基本的な考え方として、地方公共団体全体の資源が限られる中で、監査による監視機能を高めるため必要な見直しを行うべきとして、各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議会選出監査委員を置かないことを選択肢として設けるべきだとされたところであります。このことから、地方自治法の一部改正が行われ、平成30年4月1日から施行されることになっております。

地方自治法第196条で、監査委員は識見を有する民間人と議員のうちから選任することとされておりましたが、ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができることとなりました。また、第199条では、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果に関する報告に添えて、その意見を提出することができることとされておりましたが、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、理由を付して必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとされたところであります。

公的会計制度が単式簿記に基づく会計から複式簿記の会計に移行されることから、このことが読み解ける、理解ができる人材が必要だと考えるところであります。町長は、これらのことから鑑みて、今後の監査委員選任等についてどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

以上、発言通告書に基づいての質問といたします。ご答弁をいただいた後、順次再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町長から答弁をお願いします。

町長。

○町長（細越 満君） 10番、小笠原憲昭議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、冬期間の生活支援についてのお尋ねであります。

豪雪地域に指定されている当町にとりまして、雪への対処が冬期間の生活に避けては通れない、大変重要な課題となっております。

町では、生活道路の除雪のほかに、地域の支え合いによるあんしん除雪支援事業や、軽度生活支援事業を行っております。

あんしん除雪支援事業は、平成27年度より開始した事業で、高齢者等の生活弱者世帯の住宅出入り口部分に堆積した雪について、地域共同による除雪活動について助成する制度であります。この制度の実績であります。平成27年度、2自治会6世帯を対象に実施し、平成28年度は5自治会25世帯、平成29年度は6自治会30世帯と、少しずつではありますが、拡大してきております。

軽度生活支援事業は、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、軽易な日常生活の支援サービスを行うもので、除雪も支援サービスの一部としており、サービスの種類ごとに時間の上限を設定し、除雪は月4時間までとしております。

また、社会福祉協議会では、小坂高校などからの協力を得て、高齢者宅中心にボランティアによる除雪を実施しております。

このように、地域の皆様のご協力により、地域ぐるみの生活支援体制が整いつつあると認識しております。今後、町としてもどのような支援が必要であるか、さらに検討してまいりたいと思います。

暖房費の支援については、過去に平成19年度と平成25年度に冬季の灯油価格が高騰したことから、低所得者を対象にした灯油購入費の一部助成を、県からの助成を受けて行っております。

今冬の灯油価格については、季節的変動による上昇傾向にあるものの、高騰と呼ばれるほどではないとの認識であります。

今後、冬期間の灯油価格の高騰による灯油購入助成を行う場合には、どの程度の価格上昇幅があれば実施するのか、助成対象をどの範囲にするのか、助成額は幾らが適当か等の実施要件について、現状を見ながら実施内容を検討してまいりたいと考えております。加えて、前回灯油購入助成を実施した際には、必ずしも灯油暖房機のみではないとのご指摘もございましたので、次回の実施時には、このような点についても検討してまいりたいと考えております。

次に、十和田湖和井内エリア整備計画について、もうかる観光にどう結びつけるのかとの

お尋ねであります。

今回、町が計画しております十和田湖和井内エリア整備計画は、小坂町にある十和田湖観光の拠点として有望な和井内エリアについて、観光拠点としての施設の充実を図り、さらには十和田湖及び周辺エリアを含めた広域での回遊性を高めることによって、小坂町の町なかへの誘導を図るためにも、既存施設の見直しとあわせて必要となる新たな機能を含め、エリア全体を再整備するものでございます。

そして、これは環境省が進めている十和田八幡平国立公園の国立公園満喫プロジェクトの中にも、十和田湖畔、外輪山地区の小坂町プロジェクトとして位置づけられており、環境省、秋田県を初め関係機関からご協力をいただき進めてまいりたいと考えているところでございます。

十和田八幡平国立公園が有する課題の一つである、観光利用施設の老朽化や管理者が不在な廃屋により景観が悪化した現状があります。それにより、日本の国立公園の世界水準のナショナルパークとしてのブランド化を図ることを目標に実施している国立公園満喫プロジェクトのユニバーサルデザインへの対応が十分でない状況となっております。

町といたしましても、和井内エリアは、十和田湖への秋田県側の玄関口として、また十和田湖から小坂町の町なか観光の玄関口として重要な拠点であることから、好立地な観光拠点を生かすために、観光情報案内機能を充実するとともに、十和田湖ひめますの養魚事業の開発の先駆者である和井内貞行を顕彰し、十和田湖ひめますの認知度を向上を図ることを中心に整備していきたいと考えているところであります。

議員からご質問のありますもうかる観光にどう結びつけるのかにつきましては、観光客には当エリアを休憩所として利用いただき、観光情報案内により、十和田湖畔での滞在型観光の向上を図るほか、小坂町中心街への誘導を図り、これにより両エリアの観光商工業者等の営業収益アップにつなげてまいりたいと考えているところであります。

観光客の消費行動として、一定範囲内のエリアで商店等が散在しているより、関連事業施設がまとまっていたほうが散策し、消費しやすいと思います。この和井内エリア再整備事業や国立公園満喫プロジェクトとして環境省が実施している休屋地区再整備事業を契機に、新しい十和田湖観光を推進するため、観光関連事業者等が連携してお客様におもてなしをしていただき、十和田湖の活性化を図っていききたいと考えております。

なお、十和田湖地区の方々及び十和田湖増殖漁業協同組合の方々とこのこれまでの意見交換では、観光客から十和田湖ひめますをもっと知ってもらい、十和田湖畔の観光関連事業の向

上につながることを目指すことで理解をいただいております。将来に向かって拡張性を持ったレイアウトで進めてほしいとのご意見をいただいているところでございます。

また、和井内エリア再整備計画は国の土地をお借りすることになりますので、国・県の関係機関のご理解やご指導をいただきながら進めてまいりますので、今後の協議によっては、変更事項も出てくるかもしれません。全体計画が固まり次第、議会にも速やかにご相談してまいりたいと考えておりますので、詳細につきましては、もう少しお時間をいただきたいと思います。

観光事業は、関係事業者が連携してお客様におもてなしをし、満足してもらい、また利用していただく、リピーターになっていただくことが求められています。

小坂町には、十和田湖という自然公園観光資源、明治百年通り周辺に近代化産業遺産、道の駅「こさか七滝」周辺の地場産品製造販売施設などがあります。季節に応じて、それぞれ特徴あるエリアが強みを生かした事業を実施するとともに、他エリアとも連携して誘客事業を展開し、商工業者を基幹とした地域の活性化につなげていくためにも、この十和田湖和井内エリア整備計画へのご理解をよろしくお願いいたします。

次に、公会計制度移行についてのお尋ねでございます。

地方公共団体における現行の予算決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下のもとに置くことで、予算の適正、確実な執行を図るという観点から、確定性、客観性、透明性にすぐれた現金主義会計を採用しております。

統一的な基準による地方公会計の整備については、現金主義会計を補完するものとして整備するものであり、現行の予算決算制度については、引き続き現金主義に基づいてなされることになります。

このことから、議会で審議、可決された予算の執行等に係る監査について、議会選出の監査委員が行うことは、実効性ある監査を行うためにも有効であると考え、引き続き任を担っていただきたいと考えております。

平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律によると、監査体制の見直しとして、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとされました。この条例の提出権は、町長並びに議員の双方にあります。条例の制定については監査委員と議会の監視機能における役割分担の観点等を踏まえ、今後協議してまいりたいと思います。

現時点での県内町村の動向としては、ほとんどの町村で条例化は考えておらず、1町だけが3月議会での条例化を目指しておりますが、現任期中は議会選出の監査委員に引き続き任

を担っていただくようであります。

また、監査委員の報酬等につきましては、県内市町村の動向を踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上、10番、小笠原憲昭議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） それでは、順次再質問をさせていただきたいと思います。

まず、町民課長にお尋ねしたいのですが、3月1日現在、町の人口と高齢化比率はどうなっているか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 3月1日現在の町の人口と高齢化比率についてお答えいたします。

町全体の人口につきましては5,216人、そのうち65歳以上の人口が2,234人となっております。したがって、65歳以上の高齢化比率が42.82%という数字となっております。

以上です。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） 後期高齢者の数、ひとつ教えてください。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 後期高齢者の75歳以上の人数が1,305人です。比率としましては25.01%という形となっております。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） 今ご紹介いただきましたように、65歳以上の高齢化比率43%、10人に4人が65歳を過ぎている。さらには、75歳以上の後期高齢者が25%、4分の1が75歳以上の人口と、こういう状況だということが確認できたわけでございます。

これ、こういう高齢者がこの冬期間過ぎしていくということは、大変な状況だということがわかってくるだろうというふうに思います。これがまた5年後、10年後となりますと、もう50%、半分以上が高齢者という町になるということはもう目に見えている状況だと思います。

そこで、まず最初にお尋ねしたいことは、議員と語る会が各地域で開かれました。上向地区と川上地区からは、11月に大雪が降った場合、町は除雪の対応をしていただけないものかと、こういう要望がされております。それに対して、町側からの回答を見ますと、基本的に

は11月は無理だと。これは委託契約している関係からも経費がかかり増しになるし、とても対応できないから、今のところは、そういう計画はできませんよと、こういう回答になっているわけですが、その辺、こういう考え方なのでしょうか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） その回答は、こちらで書きましたので、おっしゃるとおりなのですが、実はその後の回答もございまして、やっていないわけではなくて、最低限の幹線道路等はやっているというふうな回答になっております。そのほかにつきましては、おっしゃるとおりのことを回答しています。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） 確かに、隅々まで除雪をするということは大変なことだろうと思います。

そこで、これからも業者と委託契約していくという形に、この除雪はなっていくのだろうと思うのですけれども、これを11月の突発的な場合でも、そこを即対応できると。幹線、今、課長が言われたように、幹線道路、主要な道路については、やはり住民が生活しているわけですから、そういう部分には対応していくと。多少かかり増しになっても、そういうふうな特約をつけて契約をなさるべきでないかと私は考えますけれども、そういう考え方はおありでしょうか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） 現在、除雪費が年間約1億円くらいかかっております。基本的な考え方としては、やっぱり人口が減っていく中で、この除雪費もできるだけこれを上回らないようにというふうなことで、私たちも経費削減に努めております。

ただ、おっしゃるようなことは十分わかります。なので、できる範囲で、例えば個人の方々にそういった部分をできる限りの範囲でやっていただくとかということも考えられますので、ぜひ検討していきたいなというふうに思います。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） 大変夏も冬も気候変動が激しくて、予測できない事態というのが大変多くなってきております。これは地球温暖化のせいではないかという説もありますけれども、やはりだんだん冬が長くなり、寒くなり、夏は暑くなると、こういう状況が続いているわけですから、それに幾らでも対応していかないと私ども住民は生活が非常にしづらい。こ

の町で本当に生きていけるのだろうかという心配が出てくるわけですから、ぜひいろんな意味で、それらに対応していただけるような施策を考えていただきたいし、予算づけもしていただきたいというふうをお願いをしたいところであります。

次に、除雪の個々の問題に触れさせていただきたいと思うのですが、今紹介されたように、これだけの高齢化比率ということになりますと、雪片づけにかかるエネルギーというのは大変な労力を要します。肉体的に大変な状況が強いられているということでもあります。やはり人の力では、なかなか対応しづらいことが多くなってきますから、半分以上が高齢化ということになるわけですから、今若い人だって必ず年をとるわけです。いずれはみんなが行く道ですから、今のうちから、この町はいい町だよと、住みよい町だよというふうな施策を展開すべきだと私はそう考えます。

そのために、できるだけ機械化をして、労力を省いていく施策が必要だろうと私は考えます。地域でもいろいろ頑張っているわけです。自治会でみんなが集まって雪片づけをしたり、困っている方々には、今課長からもお話あったような、間口除雪とかいろいろな住民側でも努力はしているわけですから、ぜひ今度はやる気のある自治会には除雪機を援助をするとか、それから個々人の除雪機を購入する場合には、せめて10%程度補助金を出して、できるだけエネルギーを使わない機械化で楽をして冬を過ごしてくださいと、そういう施策が必要でないかと考えるわけですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今の提案、非常にいいなと思うところもありますけれども、まずことしですか、大地に自治会でちょっと小さ目のブルドーザーというのは、機械を入れさせていただいて、その地区の方々が聞いたところでは3人交代してオペレーターをやりながら、その自治会内を除雪したということで、すごく喜ばれております。また、藤倉の団地の中では、まず枝まで入って今除雪させていただいております。そういう点も含めながら、申しわけないです、どれぐらいの機械がまずあればいいという考えですか。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） 町長と議論深めたいと思いますが、私はそんなにローダーみたいな、300万円も200万円もするというふうなことは想定しておらないわけですし、せめて50万円ぐらいの私ども素人でも動かせる、特に免許を必要としない家庭用の除雪機といいますか、それがあってによってスノーダンプに雪を飛ばしたり、それから軽自動車に雪を積んだりということが私は可能になってくるのでないかなと考えるわけです。

今、町では社会福祉協議会を通して除雪機を貸し出し、それから軽トラックも貸し出しはしているという状況にはありますけれども、その軽トラックだってやはり私から言わせればダンプ型、荷台が上がったり下がったりするようなものにすべきだし、それから除雪機ももっとふやして、貸し出しするのをもっともっと楽に借りられるような状況をつくると、これも一つの策だとは思いますが。

ただ、それだけでは私は足りないだろうと思うわけですから、個々人が除雪機を買いたいな、使いたいなと思う場合には、幾らでもそういうのをどんどん進めましょうと、10%程度補助金も出しましょうと、そういう施策展開が必要でないかと思うのですが、それに対してはいかがですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 確かに、何ていいますか、密集しているところではなかなか使いにくいところありますけれども、私らみたく隣が離れていれば、そういう除雪機は必要だなと思っておりますし、自分らの周りのことをちょっと見てみますと、それなりにあらかたの人が持っているなとは思っております。そういう中で、やっぱりぜひとも設備をしてあげたいところありますけれども、全部が全部必要なのかなと思うところもありますし、その管理とか、そういうのも今後やるとすれば自治会等で、それはやっていただきたいという思いもありますので、少し検討する時間をいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） ぜひいい形で検討をいただきたいと思います。

今は除雪機の話になりますけれども、周りに飛ばす場所があれば、除雪機でどんどん飛ばせると。そうでなくて、狭いところほど私は除雪機が必要だと、そういう考え方しているのです。それは隣とのスペースが余りなくて、それでもどんどん雪は降るわけです。そうしますと、これをどうするかというと、自分の敷地内、ないしは塀とかの壁際に積んでおくわけです。皆さんそういう生活しているのです。もうその雪の高さがどんどん高くなって行って、自分の背よりも高くなる。それにさらに下から持ち上げて重ねていかなければいけないと、これが大変な労力を要している。これが庶民の生活です。ですから、私はそういうふうに雪を積まなくてもいい状況をつくってあげるには、機械化が必要でないかと。年をとっていく人に、腰が曲がっている人に、その雪を積み上げれという作業は大変なわけです。ですから、私はそういうのを見て、ああ、これはやはり何とかならないのかなと、そういう観点で申し上げていますから、ぜひその点をお考えいただいて、工夫をしていただきたい、そう申し上げ

げたいと思います。

それから、子供方の通学の問題を考えますと、大変道路は、小坂町は除雪すばらしいと思います。大館市なんかはこの間行ってみますと、文化会館の前なんかはもうわだちができて、人が滑って歩けないような、そういう劣悪な状況の道路があります。小坂町は、そんな道路は一つもありません。大変すばらしいと思います。

ただ、残念なことは交差点、横断歩道の交差点が雪が山積みになっている。子供たちが登下校するときに、この交差点を横断する気になっても大変難儀していると、雪のない場所を見つけながら横断していると、こういう状況が続いています。これは国道だとか県道だとかというふうな大きな道路ですから、町の問題ではないということになりかねないわけですが、けれども、これらの解消は何とかならないものなのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） 国県道の除雪、それから町道の除雪、交差点いろいろあるわけですが、基本的には後から行ったほうがきれいにしていくというふうなルールにはなっております。

ただ、私どもはそういうところを見れば、大体やっていっているつもりですが、まま議員がおっしゃるようなこともあると思います。ただ、やっぱり限界がございまして、歩道側に少し山になったりすると、それを乗り越えていったりと私も見ておりますが、そのところはやっぱり除雪車の手の届かないところで、私どもがこれまで言っています協働の部門というか、それぞれ地域の方々だとかボランティアだというふうなところを今度育てていきながら、そういったところを朝さっとやっていただくと。さっきおっしゃったような機械化というのは、そこで生きてくるのかなというふうに思います。

実は、平成28年11月ですが、雪対策連絡協議会というふうなところの組織をつくりまして、その中の除雪研究部会というところが役場の関係する課長さん方とか、社福だとか、オペレーターとかと除雪の最前列にいる人方がいろいろ施策を出しています。その中の第3回目の会議のときに、やはり議員おっしゃるような話が出ました。いわゆる除雪機械に対する補助ができないかというふうなことで、それと、いわゆる皆さんでやっている除雪機械に対して除雪燃料費まで補助できないかというふうな議論をしておりますので、そういった議論は今3月になったら、もう一回ことしの冬の総括をいたしますので、そういったことで議論しながら、9月の除雪の予算までには、まず一定の結論を出しながら、もしかすれば提案できるかもなというふうなところでございます。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） 大変いいご答弁をいただきまして、安心しました。ぜひそういう方向で考えていただければと思います。

そこで、今言葉にも出ましたけれども、共助、お互いにやはり支え合う、お互いが力を出し合うということは、私はやぶさかでないと考えています。ですから、やはり除雪協力員とか、子供見守り隊みたいな、よそではそういう言葉も使っていますけれども、何かうまいネーミングをしながら、そして交差点については、やはりあの機械でやるというのはなかなか難しいだろうと私も思います。ですから、スコップを持って行って、雪がどんと降ったときには、そういうところに私どもも参画しながら、子供たち、ないしは高齢者の方々がきちんと横断、安全・安心で横断ができるような体制をお互いが力を出し合ってやっていくと。そのためには、やはりいささかな経費は町側で難儀をかけるわけですから、これで頑張っている、頑張りたいと。間口除雪なみたいな制度でも考えていただいて、ぜひお互いに支え合って頑張らしようという形をつくっていただきたいと思いますので、そういうことも予算化するなり、検討をしていただきたいと思いますというふうにお願いをしたいと思います。

さらにもう一言言わせてもらえば、横断歩道を渡っても、今度は歩道がきちんと融雪歩道になっていないと、こういう状況もあります。私から言わせれば、まだら融雪道路でないかというふうに言いたくなるわけでして、国道に面しているあの歩道もきれいに解けているところ、全然解けないところ、そういうのが続いている状態ですが、ああいうのは町側からはどうなっていますかということは申し上げているのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） おっしゃるとおり、まだらになっている道路が時々見られます。

その都度、県のほうにはお話をして、改善をしていただくようにしておりますが、県のほうでは原因といたしまして、施設の老朽化はもちろんあるわけですが、その都度直しているというふうなことです。もう一つはやっぱり水の問題、地下水をくみ上げているわけですが、年々地下水が不安定になってきているというふうなところで、そうすると井戸の掘り直しだとかというふうなことが出てきて、やっぱり問題がかなり大きくなってきております。そうしたところで、まず最善の策で管をきれいに洗ったりとか、そういうメンテナンスはしておりますので、何とかその辺はご理解をお願いしたいと思います。その都度話ししておりますし、修繕もしております。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） 時間がどんどんたっていきますので、急ぎたいと思いますが、いづれそういうふうな悪い状況にならないようにきちんとメンテナンスもしながら、管理をしていただきたいということは強く要望していただきたいと思います。ああいうまだらの状態でもいいとすれば、融雪道路ではないというふうに言いたくなりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

次、灯油の助成の問題に触れたいと思いますけれども、今、生活保護を受けておられる方には、冬季加算という制度はあるのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 生活保護受給の基準の中に、まず生活保護費のほかにも冬季加算という制度がございます。冬の間かかり増しになる暖房費ということで、10月から4月までの間、世帯の人数によって違いますが、1人世帯ですと1万2,540円、これが冬季加算という形で支給になっております。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） つまり、これはあれですか、10月から4月は寒い時期だからいろんな暖房費とか、そういうものがかかり増しになるだろうと、そういう意味で別枠で加算がされると、こういう考えでよろしいのですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 厚労省の生活援護局のこの要綱によりますと、冬季においてかかり増しになる部分を補填するという形で、各都道府県によって違いますから、5カ月から7カ月の間、県ごとに違いますけれども、加算になるという内容になっております。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） そこで、この我が町は半分が65歳以上という状況になるとすれば、つまりは半分以上が年金生活者だと、こういうことになるわけです。そうしますと、介護保険だやいろいろな税がある、そういうもので可処分所得、要するに手取りの額はどんどん少なくなつて、さらには今後消費税が上がっていくと、こういう状況の中で年金を生活収入の大半を占めている方々でこの冬を暮していくということは、私はすごく難しくなってくるだろうというふうに思うわけです。

ですから、この冬の期間、暖房のためには、私は全ての方にとは言いませんよ、先ほど来申し上げているように、生活弱者、そういう方々には灯油代の補助があってもいいのではないかとこのように考えるわけですが、町長のご答弁では、いや、今はそういう灯油は

余り高い状況でもないし、いろんな状況からいって、今近々にやらなければならないことではないようなご答弁をいただきましたけれども、私はむしろ今こそやるべきだと、そう思うわけですが、いかがですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 言われればそうなのかなと思う部分もありますけれども、これも何とかもう少し時間をいただきながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） いろいろな財政等の検討も必要だと思いますから、直ちにということをお申し上げしているわけでありませんが、やはりかつてこの歴史を見ますと、ちょうど5年ごと、ないしは6年ごとにこの灯油の助成が県と町があわせてやってきている。くしくも、そういう時期にまた、前に助成がされてから5年、ないしは6年経過していると、こういうことですから、やはりちょうどいいタイミングかなと思って私も取り上げてみました。ぜひこれを前向きにご検討いただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。では、この点についてはやめます。

時間ありませんので、次にいきたいと思います。

次、和井内地区の整備の問題ですけれども、やはりただ案内、インフォメーション機能を持って休屋、ないしは大川岱エリアに誘導するというだけでは、私はせっかくここにこれだけの設備をして、車が60台、50台とまるというときに、ここで食事の提供もしないということで本当にいいのだろうかというふうに思いますけれども、町長、もう一度、それでいいのだとお考えですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今現時点においては、そう考えております。まだまだ固めなければならない部分がありますけれども、できる限り大川岱とか休屋のほうに観光客並びに食事をする方に動いてもらって、そこで食事をしながら時間を費やしていただきたいなと思っております。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） 私は、あそこへ車が50台、60台とまると、これは絶好のチャンスだと考えているわけです。目の前に湖が見える。そうしますと、あそこの和井内に栈橋があるわけですが、あれをもう少し工夫して皆さんが、子供と大人と一緒にあそこで魚

釣り、十和田マスを釣ったり、何か小さい生き物を探して湖の中で戯れると、そういうふうな環境づくりをしてあげれば、あそこで止まった意味が出てくるのでないかなと思うのです。そうすると、おなかもすく、そうしたら軽い食事の提供があそこでされると。そうすると、あのエリアが物すごく生きてくるのかなと、お金ももうかると、こう考えているわけですが、そういう発想にはなっていないようではありますが、大変残念だと思います。

やるとすれば、水の問題ということもあると聞いていますけれども、水だって目の前にあれだけの水たまりがあるわけで、あの水をどういうふうに使うかということも考えられるでしょうし、さらにはかつて隣にホテルがあったわけですから、あそこでは当然食事の提供もされたいだろうと。そうしますと、飲料水をどうやって確保したかということも調べればすぐわかるだろうと思います。

聞くところによれば、50m、100m掘れば地下水は出ると私はそう聞いています。ですから、そういう地下水が出るか出ないかもすぐ調べてみるべきでないかなと思います。まだ2年あります。2020年に完成ということですから、2年間の時間がありますので、ぜひいろんな意味で可能性を追求して、私が今申し上げているように、もうかる観光、もうける観光につなぐような施策をぜひ検討していただきたい、私はそう要望しておきたいと思います。

さらに、モニュメントの問題があります。休屋には、乙女の像という高村光太郎さんがつくったすばらしい銅像があって、あれを見るために観光客がほとんど来ているだろうと思うわけです。そうすると、それに負けない和井内貞行とカツ婦人の銅像、こういうモニュメントを大きいすばらしいものをあそこへどんとつくる、そうするとあそこへ50台、60台車かとまった人方が、おお、すごいなど。かつ、高村光太郎さんのように有名な人からつくってもらおうと。これは誰その有名な人がつくった銅像だということをすれば、先ほど町長が言われたように、秋田県側の玄関口である、あその和井内がもっともっと生きてくる、私はそう思うのです。ぜひそういう今千載一遇のチャンスですから、これをきっかけにしてあそのエリアを金をもうける観光地にしていくと。さらに足りなかったら、いろいろなものをあそこにつけていけばいいのだろうと私は思うのです。今はぼつんとしか、1点でしかないけれども、あれが物になればだんだんつながっていくだろうと私は思うのです。

あのエリアを生かしていくことが、大川岱にはもう活力がないということは町長もおわかりだと思うのですが、大川岱にはふるさとセンターがある、あれを手直ししてやっていくというよりは、私は和井内に投資すべきだ、私はそう思います。ふるさとセンターを幾らリニューアルしたり、あそこにいろんな予算をかけても私は人は行かないだろうと。です

から、和井内に、あのエリアにお金を今かけるべきでないかなと私はそう思っていますので、そのことも含めてご検討いただければと思います。

さらには、住民から言われているように、あそこに出張所なり建物、施設をつくる場合は、十和田の小中学校の部材を使ってもいいのでないかと、こういうご意見もあります。私ももっともだと思います。いずれ、十和田小中学校は、もう今公民館も剥がしてしまいましたから、しかも使い道は全く考えられないと、こういう状況で、解体するしかない状況がもう見えていると思うのです。そうしたら、あの部材を有効に活用すべきだということは、どなたでもそう考えると思うのです。これらは今決まっていなくても、そういうことは考えられるものですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 私も解体したときには、その部材を使ってほしいという話は聞いておりましたので、今後検討していきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） そういう面で、ぜひご検討いただきたいと思います。60分過ぎましたので、間もなくやめます。

いずれ、いろいろな問題があるとは思いますが、今の国・県が先ほど町長が言われたように、国立公園の満喫プロジェクト、これが今国が一生懸命取り組んでくれているとすれば、その中に乗っかるということが大事だろうと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、監査委員に関することですが、小坂町監査委員に関する条例を今手直しするというふうなお考えはないようでありますけれども、いずれこれは各町村がそういう方向に行くだろうと。議会選出の監査委員を選任するかどうかは別にしても、そうしなくてもいいというただし書き条項を加えることは、条例の一部改正をしていくという方向には、私はなっていくだろうと思うのですけれども、その辺は副町長さん、いかがですか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） この件に関しましては、町のほうで一方的に提案ということはちょっと考えておりません。議会のほうと十分協議し、調整してまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） 私が今監査委員をお引き受けしている立場で、余りくどくど申し上げるのは問題があるかもしれませんが、いずれにしても、これは手直しをする、入

れておくということだけは必要だろうと思いますので、ぜひ早目にそういう検討をする、協議をする機会をつくっていただきたいと思います。これは私一人が申し上げているわけではなくて、代表監査の熊谷委員ともお話し合いの中で今申し上げているわけですから、いずれ監査制度については委員の合議に基づいてやれということになっておりますから、合議しながらお話をさせていただいているところであります。

もう一つ言いにくいことでありますけれども、報酬であります。私は、この民間有識者から選出されている監査委員さんについての報酬は、まこと安過ぎるのではないかと、我が町は、そう思うわけですが、平均的にどのぐらいになっているものでしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 県内の町村の実態をちょっと調べさせていただきました。そうしますと、識見者につきましては、平均で約3万円になっております。うちのほうは、現在2万5,000円という価格になっておりますので、平均よりもかなり低いということになっていきますし、下からでも三、四番目ぐらいという、12町村中になっている状況です。

○議長（目時重雄君） 小笠原憲昭君。

○10番（小笠原憲昭君） これは報酬は議員選出の監査委員と識見者の監査委員とそれぞれに報酬が出ているわけですし、私もいただいている側で大変発言しにくいわけですが、議員の側はさておいて、この識見者の分については、下から3番目、4番目という状況では、私はまずいと思います。ぜひせめて県の真ん中辺、全町村の真ん中辺とか、少し上ぐらいのところまで検討していただきたいなど。これは年度早々にというのは難しいと思いますから、できるだけ早い時期に検討をいただいて、工夫をしていただきたいというふうに要望をしまして、私の一般質問、終了させていただきたいと思います。大変ご答弁ありがとうございます。

○議長（目時重雄君） これをもって、10番、小笠原憲昭君の一般質問を終結いたします。

◇ 鹿兒島 巖 君

○議長（目時重雄君） 次に、1番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

1番。

〔1番 鹿兒島 巖君登壇〕

○1番（鹿兒島 巖君） 1番、鹿兒島であります。

議長の発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行わせていただきます。

今議会では、私は2つの課題について一般質問の通告をいたしました。

通告書に従って順次質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、介護保険についてであります。

高齢化社会を迎える今日、安心して住みなれた町、地域に住み続けたいと願う町民の願いを実現させるためにも、地域医療の充実、介護の充実は待ったなしの課題であります。しかし、国はこの現実の本気で取り組む姿勢を持っているのか、介護の社会化という介護保険制度の目的からますます遠ざかるのではないかという懸念を今感じているところであります。このことを最初に申し上げながら、質問を具体的に行いたいと思います。

国は、2012年の社会保障制度改革推進法で社会保障の基本を自助、自立とし、2017年の地域包括ケアシステム強化法では、地域包括ケアを深化させ、家族や地域の助け合いの互助を前提として、介護保険で公的に給付する介護サービスの抑制を図ってきているわけであります。

また、2018年、ことしの4月から、高齢者と障害者、障害児者への支援を一つの事業で行う共生型サービスの創設が検討されている状況であります。

こういった国の基本方針のもとに、平成30年から3年間の第7次介護保険事業計画の策定を現在進めているわけでありますけれども、初めに、この策定の進行状況について、どういう状況であるかについてお伺いをしたいと思います。

また、新たな事業計画では、これまでと異なる事業内容もあると考えますけれども、負担やサービスなど、現行との相違点についてお聞かせいただきたいと思います。それをお聞かせいただいた上で、改めて再質問に入ってまいりたいと思います。

2つ目の課題は、子育て支援としての高校生への就学支援についてであります。

少子化、人口減少が進行する中で、子育て支援の必要性はますます大切な課題となっております。

町は、これまで乳幼児や就学前児童への支援、そして中学生までの就学支援は一定の前進を図っていると私は認識しておりますけれども、その子育ての延長線上にある高校で学ぶ生徒への支援は、医療費助成などはあるものの、希薄な状況というふうに考えております。しかし、現在の町民、中でも子育て世帯の生活状況を直視すれば、その充実は必要と考えるところであります。

私は、どこの高校であっても通学のための費用など、一定の支援を行うことについて、3年前でありますけれども、2015年9月の定例議会でこの課題について質問と提案を行いました。そのときにいただいた回答では、町に在住する高校生は小坂高校のほか、鹿角市、大館市内に進学しており、町内の高校生を持つ全世帯への通学費補助は公平性を担保できないなどの理由で実現していない、しかし高校教育環境も大きく変化することが予想されるため、小坂町教育大綱では、指摘のとおり、高校生の就学支援のあり方を検討することとしており、子育て支援の観点から検討を進めるという内容でありました。

そこで伺います。どのような検討をされたのか、お聞かせいただきたいと思います。それをお聞かせいただいた上で、改めて質問をさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（目時重雄君） それでは、1番、鹿兒島巖君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 1番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、介護保険についてのお尋ねであります。

介護保険制度は、高齢者の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化などの介護ニーズがますます増大する一方で、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家庭の状況の変化に対応するため、平成12年に創設された高齢者の介護を社会全体で支える仕組みであります。

介護保険制度発足に伴い、町では介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行いながら介護保険事業を実施してまいりました。

現在、平成30年度からの第7期介護保険事業計画の策定作業を進めており、介護サービスの種類ごとの予想されるサービス量を算定し、必要とする介護保険料の試算を行っております。

介護保険料については、今般の制度改正により1号被保険者と2号被保険者の負担割合が変更となることにより、財源構成が変更となり、約1,000万円の財源不足が生じる見込みであります。この不足する財源については、基金を取り崩すことで補い、第6期計画と同額の基準月額5,300円を維持できるとしております。このことについて、介護保険事業計画策定委員会へ素案をお示しし、内容について審議中であります。

審議中の介護保険事業計画の内容ですが、介護保険法等の一部改正を反映し、自立

支援、重度化防止の取り組み強化、医療、介護の連携強化、地域共生社会の実現に向けた取り組み等を追加しております。

具体的には、総合事業を核とした介護予防の推進、健康づくりの支援と推進、高齢者を支える環境づくり、介護保険事業の運用と介護サービスの推進の4項目を計画の基本目標として設定し、介護事業に関するさまざまな事業等を行うこととしております。

特に、総合事業については、平成26年の法改正により新たに創設された多様なサービスの分野を強化し、通所型、訪問型の短期集中予防サービスや移動支援について、新たに取り組みを推進する予定としております。また、地域共生社会を推進するため、高齢者に限らず子供や障害者等、全ての人への包括支援体制の構築を図るため、地域包括支援センターの機能をベースにした相談支援体制の充実を図ることとしております。その上で、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進し、支え合い活動のボランティア育成や地域見守り活動の推進について取り組みを強化してまいりたいと考えております。

また、今般の制度改正により、障害者が65歳到達後も同一の事業所においてサービスを継続して受けることができる共生型サービスが新たに創設されますが、1年間の経過措置中に、条例で共生型サービスに係る基準を定めることとされております。

介護保険サービスについては、介護予防の効果や高齢人口の減少等により要介護認定者数の増加が一定程度抑制されるものと見込んでいるため、施設サービス、居住系サービス、居宅サービスともにおおむね横ばいを見込まれますことから、先ほど申し上げましたとおり、介護保険料につきましては、基金の取り崩しにより前期計画と同額の基準額5,300円と試算しております。この介護保険料であります、所得状況により9段階に区分し、最も所得の低い方は公費の投入により2,385円、最高額については9,010円となる予定であります。

以上、1番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

○教育長（熊谷隆益君） 1番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

子育て支援としての高校生への就学支援についてのお尋ねであります。

少子化、人口減少の進行の中での子育て支援に対する要望、とりわけ高校生に対する就学支援について、その中でも通学費などへの支援についてのご質問であります。

第2期小坂町教育大綱（平成29年度から平成32年度）において、教育支援の充実として、

第七次県高校総合整備計画の動向を見定めながら、子育て支援の観点から高校生への教育支援のあり方を検討しますと掲げられています。

高校生の通学費支援につきましては、大綱に記されているとおり、仮に町内から高校がなくなり、高校生全員が町外の高校への通学を余儀なくされた時点においてという前提で検討をしていきたいと考えております。

なお、教育委員会では、少子化、人口減少対策の一環として、子育てしやすい町、持続可能な町を目指し、今後とも子育て支援、教育支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、1番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 鹿兒島巖君。

○1番（鹿兒島 巖君） 答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、介護保険についてであります。国は今答弁いただきましたように、ますます多様なサービスをすることを求めている。問題は、そのサービスをするだけの体制が町村として整えられるのかどうなのか、この課題が非常に大きいのではないかと。最初に申し上げておきますけれども、私はこれまでこの介護保険制度の問題について、小坂町は本当に努力をしている。包括支援センターについても、いち早くその模範となるような組織体制を整えてやってきた。その点については、全国的にも評価をされている状況でありますし、私もその内容は承知しているつもりであります。

その上でありますけれども、そういう体制をとってきてもなかなかこれは今の国の方向を本当にきっちりと受けとめた内容に充実できるのかどうなのか。行政の組織体制、あわせてそれと連動する民間の事業所の体制、これが追いつくのか。その辺を非常に危惧しているわけであります。

そこで、改めて質問いたしますけれども、地域包括ケアシステムについては、お話もありましたように、2025年度を目途に重度の要介護状態になっても住みなれた地域で最後まで暮らし続けられる、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが30分圏内で一体に提供できるシステム、これを目指すということでもあります。政府の建前は、それをうたっているわけでもあります。

例えば、重度者が施設に入らずに地域で暮らすためには、定期巡回型サービスや小規模多

機能居宅サービス、居宅介護、あるいは夜間訪問介護などのサービスが十分にそろっている必要があるわけであります。しかし、現状は全国的に定期巡回の普及は極めて少ない状況であります。小規模多機能をまだまだ確保できない、こういう実態がある。

また、国の介護保険の流れは、医療的ケアが必要な中重度者に重点を絞り、軽度者は保険給付の外へというものでありますが、こういった流れの中で軽度者に対する介護に後退が生まれる危惧があるのではないかと、こういうふうに考えているわけであります。

こういった流れのことについて、私が危惧するようなことは、当町において感じられないのか、あるいは同じような状況については把握しながら、今後介護充実のために取り組む方向なのか、まずこの点について伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） ご質問にお答えしたいと思います。

国のほうでは、介護保険制度の中では、さまざまなサービスを想定して分類しながら、サービスを提供するような形で各市町村などに通達をしております。そういう中で、小坂町としましては、できる範囲のサービスについて力を入れて行っているというようなことでございます。

中には、国の分類の中にもあります、先ほども議員のほうからお話のありました夜間訪問型とか、そういった部分については、実際行われておりません。ですが、それを補完するような形で数々のサービスを行っているというふうに私どもは理解をしております。そういった中で、まず町としましては、ケア会議を中心に各事業者間、町、そういったものと密接な連絡をとりながら介護事業を推進しております。そういった形で、ほかの町村とはまた違うような形でやっておりますが、町の介護事業というのは充実しているのではないかなというふうに認識しております。

○議長（目時重雄君） 鹿兒島巖君。

○1番（鹿兒島 巖君） まず、国の介護の方向と、それからその中で町が取り組む方向の問題点の大枠のところを今ちょっと出てきたと思います。

それで、具体的な内容について少し入っていきたいと思いますが、今回の改定で介護報酬の改定がありました。今回の改定は、これまでの介護について報酬を改める、介護の具体的な介護についての報酬を改めるというのではなくて、報酬の改定によって介護の内容が変わってくる、そういう性格の報酬改定であったと思うわけであります。例えば、今回の改定で訪問介護の利用回数を事実上制限する、そういう方向が出されております。生活支援での

利用回数が多い場合、市町村にケアプランを提出し、地域ケア会議の検証を受けて、ケアプランが不適切とされれば、是正が求められる、こういう方向が出てまいりました。そのために、こういうことになればケアマネジャーが不適切な判断とならないように自主規制をする。いわゆる生活支援は1日1回まで、そういうカンパニールールが広まるのではないかと、いう声を聞くところであります。

今言いましたように、介護度の内容によって、1カ月に受ける回数に制限が上限ができてくるわけでありますから、例えば現在の示されている利用回数の制限回数の内容を見ますと、要介護1の人については、1カ月に26回のサービス、これを上回れば、これは上限制限にひっかかると。要介護の人は33回、要介護3の人については42回、要介護4については37回、要介護5の段階については31回、こういう上限制限が起きている。しかし、現在において、この介護の度数によって違いはありますけれども、今私が申し上げた回数以上の利用されている方もいらっしゃるわけです。ところが、今度はこれは制限かかってくると。しかし、実際にそれだけの介護が必要となれば、これは介護制限を上回るわけですから、それを求めるとすれば、また、何ていうか、費用がかかると。自分で上回った部分の介護を受けるための費用を負担をしなければならないという制度に切りかわってくるというふうなことがあって、これは施設側のほうからすれば、いわゆるケアマネジャーがその判定をする場合に、この回数の以内にサービスを制限してしまうということが起こるのではないかというふうに言われています。これは始まっていないから、まだわかりませんが、実際にはそういう状況になってくるのではないかと、言われて、これは事業者のほうからも、そういう懸念の声が聞こえてくるという点。

それから、生活支援についてでありますけれども、具体的な例であります、移送サービスの現状と事業を担っている事業所の状況、これもサービスの中で移送サービスがあると、サービスをするために事業所については、そのサービスを受けるための体制を整えろという国の指導を受けて移送サービスの体制とったけれども、実際にそのサービスを受ける人たちが、いわゆる施設側が想定している利用状況にならない。したがって、せっかくその事業体制をとったけれども、その事業をやめるという、そういうところがふえてきているというふうに聞いている、こういった問題点が今後出てくるのではないかというふうに危惧しておりますけれども、こういった点についてはどういうふうに町としては考えているかどうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 回数制限の部分についてお話がありました。現在でもサービスの

種類ごと、また介護の度合いごとによって、必要、受けることのできるサービス利用時間が決められております。また、その時間を超えてサービスを受ける場合につきましては、自己負担でという形になっている部分は、今後も同じだというふうに思います。

それと、現在移送サービスにつきましては、確かに移送サービスの利用する方が少なく、サービスの提供体制の維持がちょっと難しいというふうな、そういった話も聞いておりますが、そういった部分につきましても、いろいろなサービスと組み合わせることによって、事業を継続していただければなというふうに思っております。

今後の、町のほうとしても新たなサービスにつきまして、町長の答弁の中にも少し触れておりましたけれども、そういった部分、拡大する部分等もありますので、その移送サービスプラス別のサービスというふうな形で、今後もいろいろなサービスに努めてまいりたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 鹿兒島巖君。

○1番（鹿兒島 巖君） いわゆるサービスの回数制限の問題、確かに現在もあるけれども、現在の規制よりもさらに厳しい規制がかかってくるという状況について、先ほど言ったように、これは事業者側が自主規制をする、ケアマネジャーが介護度の判定を含めて自主規制をするという動きの中で、私は心配しているのは、せっかくある制度の中で何とか利用したいという、そういう介護を必要とする方々のサービスが低下の方向に行くのではないかと、その辺は危惧しているわけでありますので、最大限、これは独自の判定も含めてどういう対応になるのかといったら、今後の検討はありますけれども、少なくとも利用者のサービスがこの制度改定等によって後退をしないという前提に立って取り組みをお願いをしたいということで申し上げたわけであります。

それから、移送サービスの問題、例えば小坂町で関係すれば、ここでやっているのがタクトさん、それからリハビリセンター、近隣では大館市の学研でもやっておりますけれども、そういう事業所、どこでもやはりこの問題、今悩んでいるようありますので、せっかくの改定時期の中で、こういった事業が縮小、あるいは事業所が撤退というふうにならないような、何とか工夫をしていただきたい。人数が少なくても移送サービスを必要とする人はいるわけでありますので、その事業が成り立つような努力をぜひ町としてもお願いをしたいということをお願いしておきたいと思っております。

また、改定では、これまで定めていた諸基準の緩和というものが出てきております。例えば、人材確保のためとして各種試験要件の年数切り下げ、これまで資格取得のために3年と

していたものを1年とか、5年としていたものとか、3年とか、ある意味では、これは人材確保等では必要な措置であるけれども、そしてまた研修等についても、研修の期間について非常に軽減をすると。簡単な新研修による担い手の拡大等も出されているわけであります。そういったことの中で、質の低下が起こらないかという問題は、やっぱりこれはあるわけであります。

片方では、非常にこの介護の問題については人材不足という状況の中で、何とか人材を確保したい。そのためには、資格取得については軽減をするからということになるけれども、しかし実際に担う人たちの処遇そのものが基本的に改善されない限り、これは人材不足は解消できないわけでありますから、そういう点での取り組みが非常に今後やっぱり大きく事業所のほうでもこれは心配されるということで、あわせてその導入のためにサービスの低下が起こらないかという懸念があります。

そこで、具体的に伺いますけれども、サービス内容の緩和の中で通所型デイサービスでの送迎は、これまで居宅と事業所を直結して、寄り道は認められなかったわけでありましたが、今回の緩和では、送迎の途中の用足し、買い物などは可能になるという方向が出されております。事業所のほうでも、これはそうするためにはどういう対策が必要なのかと今非常に悩んでいる状況もありますけれども、これはサービスを利用する方にとっては、非常に助かる運用であります。ただ、通所介護のところを送り迎えでなくて、その途中で買い物ができるとか、用足しができるということになれば、サービスが受ける方にとっては、非常にこれはありがたい制度であります。

積極的にこれはぜひやってほしいという声は聞くわけでありますが、一方で事業所側からすれば、これは一定のそのための体制をとる必要があろうと。今の人員の中で、ぎりぎりに行っている中で事業所と居宅との間にこういった寄り道の仕事がふえるということは、時間の問題、人手の問題等でやはり一定の充実をさせなければ対応できないのではないかと、あるいはその間の、例えば事故があった場合の対応をどうするのかというような問題で、簡単にこれはなかなか取り組めない。少し十分検討する必要があるのではないかと話も聞くわけでありますが、こういった点についてサービスをするほうに対して、これをするための、何ていいますか、行政としてのプラス要素といいますか、対応というのは何かできるのかどうか、できないのか、その辺について考え方を伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 今、移送サービスプラス何かという形で先ほど答弁させていただ

きました。そういったこともいろいろ含めながら、内部のほうでの検討しているアイデアということで、ちょっとお聞き願いたいと思います。

まず、デイサービスの送迎というふうな形で帰りに、まず買い物などに寄るというふうなことはどうかということですので、そういう点について、現在内部検討している内容は、例えば帰りにつきまして、途中のお店に寄って、そこで送迎のサービスもあると。送迎した場合、送迎した車が戻ってきて、また別の2回目の送迎に回るというふうな近距離で回せるというメリットがございます。そして、お店でおりた人につきましては、例えば民間主導の通所型の買い物支援のサービスを受ける。また、それからの自宅までの帰宅につきましては、また別の移動支援というふうな形で、うまくいろんなサービスを1人の人について組み合わせることができるのではないかなというふうなアイデアを持ちながら、7期の計画の中でいろいろな拡大された部分をうまく使っていくような形で事業の組み立てを研究しております。

○議長（目時重雄君） 鹿兒島巖君。

○1番（鹿兒島 巖君） 具体的に今検討されているということでありますが、いずれにしても、今の例えば介護報酬の中で全て対応できるかといえば、なかなかそうはならないかもしれないという部分があります。これはある意味では、先ほど前段言いましたけれども、国が多様なサービスを各自治体に要請している中で、それに応える形での町の体制、これはこの体制が整えば、ある意味では利用者は非常に利便性が向上すると。また、逆にそういうことができるならば、そのサービスを受けようと、通所型のサービスを受けようという人もふえるという、こういうことになるわけであります。

そのためには、先ほども言いましたけれども、やっぱりこれは行政側がただ単に事業者にお願いするだけでなく、その事業を行うための費用等についても、やっぱり一定の負担を考えていかなければいけないのではないかな。これは介護保険の中でだけでは済まないことになるかもしれない、そういった場合の町の独自の財政措置ということも、これはやっぱり考えていかなければならないのではないかなというふうに思うわけですが、この辺についてはどうですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 先ほどの説明の中で、ちょっと説明漏れがありましたので、つけ加えて説明させていただきたいと思います。

例えば、デイサービス部分につきましては、介護保険事業という形の中で介護、皆さんで

はなくて、75歳以上の方々からいただいた介護保険の中で行うという事業でございます。また、先ほどつけ足しでというふうな形で説明させていただきましたのは、日常生活総合支援事業と。まず、こちらのほうは後期高齢以前の方々が納めている介護保険の中で行うような、そういう事業でございます。そういったふうに、総合事業と介護保険事業のミックスというふうな形でいろいろと新しく事業を組み立てていきたいと、そういった部分の負担などにつきましても、制度の範囲でできるだけそういった個人負担や町の負担、そういった部分も軽く済むような形で考えてまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君） 鹿兒島巖君。

○1番（鹿兒島 巖君） わかりました。そういう既存の制度等を組み合わせながら、できるだけ有効な制度としていきたいという、そういう方向でありますので、ぜひその努力を一層具体的にさせていただきたいと思います。

介護報酬の問題でもう一点、今回は大規模デイでの基本報酬が大幅に引き下げになっております、見ますと。これは前回の小規模デイに続く引き下げとなっております、この点でも事業者にとって問題となっておりますけれども、同時にこの介護保険からの卒業を目指す自立支援の取り組みが重視をされているという内容になっております。

どういうことかといえば、例えば外部のリハビリ専門家や医師と協力して個別機能訓練を行う事業所に介護報酬の加算を創設するとともに、新たに心身機能に係るアウトカム、成果、心身機能を訓練をすることによって、これが言ってみればよくなるといいますか、そういう事業についての評価を創設したわけですね。今までは介護をして、その方の状況を見守るという介護が中心だったものが、この機能訓練ということが課題として入ってきて、一定の期間内の利用者で食事、入浴、歩行などの日常動作が改善されたぐあいによって、成功報酬を加算するというものであります。このような機能訓練に偏重する報酬改定ということでありますので、言ってみれば、逆に言えば認知症や身体機能の改善が見込めない人へのサービス提供については、事業者側からいえば、いわゆる加算がないので、これを敬遠するという方向が出てくるのではないかと。利用者のいわゆる選別が出てくるのではないかと。

また、一方、この機能訓練、回復訓練を重視するという事の中で、本人はそれは望まないという、そういう人を無視して、この機能訓練に駆り立てて報酬の加算を求める、そういう方向が出てくるのではないかとという危惧があります。これは非常に事業者のほうでも収入のことを考えれば、機能訓練をきちっとやったほうが収入が上がるという状況になりますから、機能訓練を必要としない利用者については、これは敬遠しがちになっていくという

社会状況が出てくるのではないかという懸念をしております。

当町の周辺にある事業所は、そういうことはないと思いますけれども、全国至るところで話を聞きますと、こういう問題が出てきて、その事業所を閉鎖もすると。いわゆるサービスをなくするということももう出てきているようではありますが、こういった懸念がないような、やはり町としてのサービス提供の基本をしっかりと据えていかないと、こういう状況に招きかねないということではありますが、こういった問題についての町の対応といいますか、考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 施設における機能訓練加算をとるということにつきましては、医師や訓練を行うための人材、作業療法士などの人材確保の部分が大変難しく、取り組むのができないところが多いというふうな認識でございます。ですが、実際医療と連結している施設もございますので、そういったところでは、この加算をとるような形で進んでいくのかなというふうに思っております。

町としましては、基本的には、在宅での介護を推進していきたいという基本的な考えもございますので、そういった部分につきましては、入院したりして、退院後の機能の強化というふうな形で第7期の中でも短期集中サービスということで、6カ月から1年ぐらいの間で体力を増進するような、そういった事業についても取り組みが推進できるように計画の中にも盛り込んでおりますので、そういう部分についても、ぜひ推進してまいりたいというふうには考えております。

○議長（目時重雄君） 鹿兒島巖君。

○1番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

具体的な課題について、幾つかお話を聞いたわけであります。要は、第7次計画の中で、あるいは現在の町民の生活状況の中で、どうその方々を支えていくかということについての重要な柱が介護保険ということになります。そういう中で、町が担う課題、そして町と連携して町民あるいは事業所が担う課題、これがますます多岐にわたってまいります。そういう点で、昨日の全員協議会の中で、町のまず機能のこの部分の充実についてお話を聞きましたら、町民課の中にあるこの介護にかかわる部分については独立させた形での課ですか、を設けて取り組んでいくという方向、これは町民課の中で機構改革を行って、福祉課といいますか、班ですか、これを分離していくと。総括支援班と地域福祉班を設けていきたいと、そういう案が提案をされました。これは非常にある意味では、今の時期、必要な大切な構えだろ

うというふうに思います。この点は評価をいたします。

あわせて、先ほど言いましたように、それではこういった町の体制が充実する、これに対応する事業者側との連携、それから町民との連携、これが本当のこの制度を生かすかどうかの課題になってくるわけであります。今後とも、こういった町内にある事業所、あるいは各住民との協働、共助という方向に向けて実効のある制度充実を求めて、この問題については終わりたいと思います。

次に、子育て支援についての高校生への就学支援について、改めて質問をいたします。

高校生の問題については、もう一つ、鹿角、小坂、3高校の統合問題があるわけでありますが、この問題については、1月22日に統合に関する協議会が開催されたという報道がありました。その中では、実施場所や敷地についての話し合いとなったが、協議会として一本化には至らなかった。また、結論は県教委に委ねることになるという、そういう報道があったわけでありますが、この問題は、本日の質問の主題ではありません。いずれにしても、鹿角、小坂、3高校の動向も、小坂町の児童・生徒の進学先の選択に影響するものでありまして、大館市あるいは北秋田市などを含め、幅広い通学圏が現実のものとなることは確かな方向であります。選択によっては、遠距離通学により負担の重いものになるということが現在もありますし、今後ますますそういう方向が強いということが考えられるわけであります。

町の高校生を持つ全世帯の通学補助、これは先ほど申しました答弁の中では、公平性を担保できないとの理由もあったというふうに答弁されておりますけれども、例えば通学費の算定を公共交通、バスと電車を利用して必要な経費の例えば2分の1とか、3分の1とか、こういう制度というのは公平性が担保できない制度ではない、町民の理解を得られる方法ではないかというふうに思います。

また、私ども議会で2012年に先進自治体の事務調査で、岡山県の奈義町を訪問させていただきましたけれども、奈義町では子育て応援宣言を決議し、その子育て応援施策の一つに高校生への通学補助制度があったという紹介をいたしました。奈義町は、町内にやっぱり高校がなくて、近隣市の津山市等に通学する生徒が多い。当時の内容は、通学費補助、入学時に助成、それから入学一時金の支給、こういうことが内容になっておりまして、入学時に5万円を支給をする。それから、通学費の補助については、1年間に5万円を卒業するまで支給するという制度でありました。つい最近ホームページを見ましたら、この通学費については年間、今9万円になっております。こういった制度で公平性は担保できるのではないかというふうに思いますけれども、この点はいかがですか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会教育長。

○教育長（熊谷隆益君） まず、お答えの前に、我が小坂町は小学生、中学生に対して、非常に手厚い支援をさせてもらっていると、そういうふうに認識しております。もしかしたら、県内でも一番かもしれません。そのぐらいの支援をさせていただいております。これは子供は地域の宝ですので、そういう町民の共通した思いの中でやらせていただいていると大変感謝しております。そのおかげでもって子供たちは、今回も中学校3年生は議会をやったりしましたが、そのほかでも1年生から中学校3年生まで非常に頑張ってくれておりまして、それぞれが町民の期待に背かないような活躍をしてくれているものと、学業に当たっても、そういうことになっている、大変感謝しております。小学校、中学校までにおいては、私どもが直接担当するわけですので、その上で、例えば具体的には、給食費半額補助をさせてもらったり、それから教材費を例えば無料にさせていただいたり、そのほか本当に細かなところまでさまざまな支援をさせてもらっております。

しかし、高校となるとどうでしょうか。そこからはまたちょっと条件が違うと思います。それぞれの将来を見据えた進路希望で、それぞれがそれぞれの進路を選ぶと。だから、小学校、中学校までとは、まず若干違うということで、中では具体的には、例えば県外の高校へ行って自分のやりたいことをやる。甲子園に行った子もいますけれども、または秋田市のほうの学校に行くとか、本当にさまざまな進路を選びます。その中で、小学校、中学校と同じような形でそもそも町民の方々大多数からご理解を得ながら、子育ての支援をまずしなければいけないというのが前提でございます。その中で、通学費の例えば補助、その中でも現在やっている高校生までの医療費の無料化支援、これも相当の支援だと私どもは認識しております。その上で、仮に町内から高校がなくなった場合、通学費を支援すると。これもここまでは何とかご理解をその範囲の中で得られるんじゃないかなというふうには感じておりますので、その部分に関しては検討をさせていただきたい。

ただ、これは本当にまちづくりの観点でお答えをしましたが、持続可能な町、これは私ども教育委員会のもう手を離れて、これはそれこそ全庁を挙げて、これからのまちづくりをどうするかという観点で、例えば高校生になったときに、町に戻ってきてどうする場合は、例えば奨学金はその部分で制度を整える。例えば、お医者さんになって町に帰ってきたら、奨学金で出したものは返さなくてもいいよとか、例えば、そういうふうな支援の仕方もあり得るなど。それから、あとは、そのほかの資格取得、こういうものも、まあご理解を得られる範囲、通学費とは別の観点であり得るんじゃないかなと、そういうふうなことで高校生以

上になった場合は、また別の観点で支援というか、まちづくりも兼ねて検討しなければいけないのじゃないかということ、そこまでは、まずいろいろ検討をしているところです。

そういうことで、いろいろ我々の範疇以外のところでも検討する部分が、価値のある部分がたくさんあると思いますので、議員のご指摘はきちんと受けとめて、これから前向きに考えたいというふうに思います。

○議長（目時重雄君） これより昼食休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。よろしくお願いします。

休憩 午前 1 1 時 5 9 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

鹿兒島巖君。

○1 番（鹿兒島 巖君） 午前中に質問を終わる予定でございましたが、時間をいただきましたので、せっかくの機会でありますので、少し質問をさせていただきたいと思います。

教育長の答弁で、一つの考え方として、小坂高校が統合されたという現実を踏まえてということだと思いますが、私が申し上げておるのは、そういう状況の判断ではなくて、今現在、多くの小坂中学校卒業生が他市町村に通学している実態の中で、子育て支援の一つの方法として必要ではないかということを申し上げているわけであります。

そこで、3 月 6 日に一般選抜試験がございました。今回の選抜試験の中で、小坂中学生が選択をした受験先、こういったどのぐらいの人数がどこに行っているという、そういう内容はお聞かせいただけますか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 今年度の卒業生の高校入試の状況ですけれども、鹿角市が 18 名、それから大館市が 11 名、地元小坂高校が 15 名、それから秋田市が 3 名、その他が 1 という形になります。

○議長（目時重雄君） 鹿兒島巖君。

○1 番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。こういった実態であります。

そこで、これは教育委員会に答弁を求めること自体が、やはり私の選択として、教育委員

会はいわゆる義務教育の中の問題でありますので、そこを超えている部分の答弁を求めたのかなという思いがございます。

そこで、総合教育会議の議長は町長であります。あわせて、子育て支援というのは、いわゆる教育委員会のみならず全庁の課題ということでありますので、町長に、いわゆる総合教育会議の議長、そしてまた町民の全ての福祉向上を願う役割を担っている町長として、子育て支援としての高校生への就学支援、これについてどういうふうに考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 私のほうからまず考えをお話ししたいと思います。

非常に、ことしの選抜試験の結果、鹿角市、大館市、秋田市等々、いろいろな方々がいろいろ各地域に受験されたということ、数字的には今ここで確認させていただいたわけですが、自分といたしましても、先ほど教育長が話をされたように、子育てのこともありますけれども、小坂高校にできるだけ入ってほしいということもありまして、小坂高校イコール町立高校という形でいろいろ支援してきました。そういう点で、通学補助ということについては、保護者のほうからも少し耳に入っているところもありましたけれども、今まではその辺については頭の中だけに置いておりました。今までの中でも、大館市のほうの学校に通うということで、町外に出られた方もいないわけではなかったと思っております。今後につきましては、そういうものも踏まえながら、統合がいつになるかちょっとわかりませんが、考えていかなければならないものと思っておりますので、検討する時間をいただきたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 鹿兒島巖君。

○1番（鹿兒島 巖君） 私、改めてお願いをしたいと思います、これは町全体の子育て支援という課題でぜひ捉えていただきたいということをまず申し上げておきたいと思えます。

せっかくの機会でありますから、先ほど紹介した奈義町の子育て応援宣言、これについてお話をして私の質問を終わりますけれども、宣言はこういうふうに宣言しております。「子ども達は次世代を担うかけがえのない存在で、奈義町を守り支えてこられたお年寄りとともに、奈義町の大切な宝物です。その子ども達が夢と希望を持ち健やかに育つことは、奈義町の未来であり奈義町の希望です。子どもを産み育てやすい環境をつくり、健康で心豊かなたくましい人に育てることは、わたしたち町民みんなの大切な使命であり、この取り組みをいっそう推進し、奈義町に住めば子育てが安心、奈義町は子育てがしやすいまち、との声が全

国に広まることを目指します。そのため、行政の役割を自覚し奈義町として子育て支援にいっそう力を入れ、『子ども達の元気な声と笑顔が溢れ子育てに喜びを実感できるまち』、『家庭・地域・学校・行政みんなが手を携え地域全体で子育てを支えるまち』を目指し、ここに『奈義町子育て応援宣言』を行います。」というふうに宣言をした中で、具体的な施策の課題として、高等学校等就学支援という項目を設けております。そこで言ったように、生徒1人当たり年額9万円を在学中3年間、毎年度支給しますということを具体的な施策としているわけであります。

支援の仕方はいろいろあると思います。今言った通学支援、あるいはこの定額の支援、いろんな方法があると思います。今、小坂高校の生徒にありますいわゆる資格試験の取得、これは小坂高校の子供だけに限らず、小坂町に住んでいる高校生全てに拡大すると、そういう方法もあるわけでありますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思いますが、こういう提案について、町長、もう一度確認ですが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 高校生の皆さんも小坂町の宝ということでありますので、今後そういうのも一つの支援として考えていかなければならないのかなと思っておりますので、前向きに検討したいと思います。

○1番（鹿兒島 巖君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、1番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 次に、3番、本田佳子君の登壇を求めます。

〔3番 本田佳子君登壇〕

○3番（本田佳子君） 3番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、順次一般質問をさせていただきます。

1、マイナンバーカードについてです。

マイナンバーカード制度が平成28年1月より運用され、利活用に向けた検討が本格化しております。総務省は、個人番号カードを地域振興に活用するため、クレジットカードポイントを市町村や商店街のポイントと合算できるように関係各社と基本合意を交わし、全国共通

ポイント管理システムを国主導で開発しました。希望する自治体が低コストで導入しやすいなど、市町村が中心となって地元商店街への調整を行う取り組みの実証実験も開始しております。厚生労働省では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにする方針で、患者の本人確認を敏速にし、医療事務の負担軽減を図るシステムの構築の関連費用など、243億円予算計上を2017年度当初予算に盛り込み、各自治体関係団体への検討を促しております。

このように、今後、個人番号カードで利便性が高まる事例が予想されますが、カードの取得率はまだ進んでいないのが現状です。

また、各自治体においては、個人番号カードを利用して住民票の写し及び各種証明書をコンビニ等で取得できるサービスが始まっており、昨年4月時点で全国404団体7,362万人まで拡大いたしました。秋田県内では初となった由利本荘市が、昨年2月から住民票の写し、印鑑登録証明書などが大手コンビニの店舗で利用できるサービスがスタートいたしました。

本町においては、これまでコンビニ納付は、町民税を初めその他の使用料等のサービスを行っており、町民サービスの向上に幅広く寄与しており、休日や夜間、また仕事の合間などに利用している町民ニーズが確認できております。

そこで、質問です。

①小坂町ではマイナンバーカードの申請交付率はどのようになっているか。

②現在のサービスと利用状況はどのようになっているか。

③町ではマイナンバーカードの事業についてどのように考えているか。

以上3点についてお伺いいたします。

続いて、子供の発達障害についてです。

近年では児童における発達障害の率が高くなっており、現在では平均して全国児童の10人に1人の割合で何らかの発達障害があることを確認しております。

一言に発達障害と言ってもさまざまな種類があり、注意欠陥多動症とか学習障害、知的障害、吃音、ダウン症、アスペルガーなど、いろいろな原因が考えられますが、脳の障害、失調、特性によるものがほとんどだと言われております。発達障害、いわゆる神経発達症の方は、人と違う感じ方や捉え方をするのが特徴です。また、定型発達と、定型発達というのは、普通の方というか、ふだんどおり生活できる方ですね、神経発達症の違いは、神経回路の違いに依存しており、神経伝達物質の調整も異なって、行動、感覚、会話等に違いが出てくるようです。

それでも、違いを客観的に理解して、お互いに了解、合意ができ、また適切なかかわり合いができた支援を受けてきた場合、神経発達症の人であっても社会の進歩に大きく貢献するすぐれた人材も多いと言われております。例えばニュートンとかエジソンとかアインシュタインもそうです。神経発達症の特性を持つ子は、当たり前が通用しないので怒られやすいのですが、一人一人の個性と捉えて、この子の当たり前と理解し接することで予後が改善される事例もあります。また、地域の方にもこの知識を知っていただき、理解してもらうことが大切です。さらに、早期発見で早いうちに適切な支援ができたことで改善の可能性が高くなります。

そこで、質問です。

①発達障害児に対する支援をどのように行っているか。

②支援は現状として十分だと考えているか。

以上2点について伺いいたします。

続いて、3、学校における危機管理体制の整備についてです。

突然の心肺停止から命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があります、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものです。

我が国では、平成16年に民間によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されております。しかしながら、いまだなお、毎年7万人にも及ぶ方が心臓突然死で亡くなっており、学校でも毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生しております。

その中には、平成23年9月、さいたま市での小学校6年生の女子児童が亡くなった事故があります。現場に行った9人の先生たちは心肺蘇生の講習を受けていたにもかかわらず、判断に迷ってAEDを使用することができませんでした。この反省を踏まえて心肺蘇生のガイドラインが見直され、迷ったら心肺蘇生をスタートするとなりました。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領、保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって傷害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して手当ができるようにすると明記されております。しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童・生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年

度の実績で小学校で4.1%、中学校では28%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。

我が町においても、児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童・生徒の命を守るために、安全な学校環境を構築すべきだと考えます。

以上の観点からお伺いたします。

①町では小中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育が行われているか。

②職員へのAED講習の実施状況と今後の具体的な取り組みをお知らせください。

以上の3つのことについて質問いたします。

答弁の後に再質問させていただきます。

○議長（目時重雄君） 3番、本田佳子君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、マイナンバーカードについてのお尋ねであります。

マイナンバーは、外国人の方も含めた日本に住所を有する全ての方に割り振られた12桁の番号で、平成27年10月から一斉に個人に通知されております。この番号を使うことにより、行政事務の効率化や、社会保障・税に関する行政の手続を簡略化できることや、各種行政手続をオンライン化できるようにするものであります。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付きのICチップつきプラスチックカードであります。このカードで本人確認のための身分証明として利用できるほか、自治体サービス、電子証明を利用した電子申請等、さまざまなサービスへの活用が期待されるものであります。

マイナンバーカードの発行手続については、申請者が顔写真付きの申請書を地方公共団体情報システム機構へ郵送し、市町村の窓口で無料で交付を受けることができます。また、申請については、スマートフォン、またはパソコンからオンライン申請をすることができます。

1月末現在の町のマイナンバーカード交付数は、人口5,366人中318人、率にして9.1%となっております。県全体の交付率は8.1%で、県内で一番高い交付率は秋田市9.9%、次に藤里町9.1%となっており、小坂町は第3位となっております。

交付内容を見てみますと、身分証明として使用する高齢者と、税申告を初めとする各種の行政手続に使用する方が多いものと見ております。免許証等の顔写真がついた本人確認証明

を持たない高齢者にとりましては、大変便利なものではないかと思います。

今後は、子育てワンストップやオンラインバンキング等、マイナンバーカードでオンライン手続きができる分野は拡大するため、マイナンバーカードの交付は増加していくものと見ております。

次に、子供の発達障害についてのお尋ねでございます。

発達障害は、精神遅滞、広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害の4つに区分され、治療が必要な病気ではなく個人の特性と捉えられ、その特性が強いと生きにくさを伴うものとされております。また、その生きにくさを補うための工夫が必要で、サポート体制をつくって工夫することが必要であると言われております。

町では、子供の発達障害への対応について、早期発見、早期対応を心がけております。早期発見については、乳幼児健診、特に1歳6カ月、3歳児、5歳児健診での親子の状況観察を通して、発達障害の早期発見に努めております。

乳幼児健診で心配があると判断された場合には、医療機関や関係機関等への受診勧奨や情報提供を行うこととしております。発達障害が疑われる乳幼児については、児童相談所や療育センターの巡回相談等で評価を受け、必要に応じて医師の医学的判断を受けることとしております。

これらの対応により発達障害が発見された場合には、保育所、学校、教育事務所、児童相談所等とも連携し、情報共有しながらサポート職員の加配、個別の療育事業での訓練、集団療育等の成長の度合いに応じた支援を行っております。また、児童の親の相談受け付けや指導もあわせて行い、家庭全体で児童を支える基盤づくりを進めております。

支援については、町直営の障害者相談支援事業で乳幼児から成人期まで一貫した支援を行う体制をとっております。対象者それぞれの状況により必要とされるサービスについて計画を立てて、関係機関や関係者の緊密な連携のもとに支援事業を実施しております。

今後は、現在策定中の障害児福祉計画により、発達障害児を含め支援の強化を図るほか、関係機関との連携を強化するほか、これに携わるスタッフの資質の向上を図ってまいりたいと思います。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

○教育長（熊谷隆益君） 3 番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

学校における危機管理体制の整備についてのお尋ねであります。

1 点目の小中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育が行われているかについてであります。

小学校においては実施されておりましたが、中学校では学習指導要領に、応急手当では傷害の悪化を防止することができることを理解できるようにするとあり、それにのっとり、中学2年生が保健体育の授業の中で、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫などの心肺蘇生法の学習、またAEDに触れる体験を行っております。

2 点目の教職員へのAED講習の実施状況と今後の具体的な取り組み状況についてであります。

教職員全員がAED講習を受講するような取り組みは行っておりませんが、プールでの水泳授業が実施される前には、担当の教職員と町の関係職員がAEDの操作を含めた救急救命講習を受講しております。

なお、今後の取り組みですが、平成30年度に実施する予定のいのちの教育あったかエリア事業におきまして、思いやりの心や命の大切さを学ぶ中で、AEDを含めた学習をする予定になっております。

以上、3 番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 本田佳子君。

○3 番（本田佳子君） 答弁ありがとうございます。

1 番のマイナンバーカードについての再質問になりますけれども、思った以上に小坂町もマイナンバーカードの申請交付率がよかったことに少し驚いているところです。しかしながら、これからマイナンバーカードの事業が進んでいく上で、できるだけ進めていって、皆さんにこのサービスを受けるようにしていただきたいと思います。ただ、これは任意のことなので、そこまでは強制はできませんけれども、ほかから来た人たちが不便だと感じないようにしていただきたいと思います。

そこで、まだできていない、なかなかマイナンバーカードの申請をするのが大変だという方も中にはいらっしゃると思うんですけれども、実は秋田市や横手市では、国から送られたトータル端末のタブレットを用いて、写真を撮って、そのまま説明したとおりにお客様に入力していただいたりして手続を行うカード申請サポートというサービスを行っておりました。

まず、それをやった結果、横手市ではかなり交付率が悪かったんですけれども、約700人もの市民の方がカード申請を行いに来たそうです。

小坂町ではマイナンバーカードの取得率はそんなに低いわけではないんですけれども、このままでは、カードの取得をされていない方に、便利なサービスが始まってそのサービスが受けられない状況にあるということで、今では、秋田のほうではちょっとまだ確認できていないんですけれども、既に子育てワンストップサービスという、マイナポータルぴったりサービスというのが昨年7月18日から始まっておりまして、子育てにかかわる情報だけではなくて、例えば保育所の支給認定申請書だったり、児童手当の受給資格の額についての認定の請求などは書類が省略可能になるので、スマホやパソコンからのオンライン申請がこれから可能になるそうです。また、健康保険や介護保険などの情報を一元化することで、いろいろな手続も簡素化され便利になります。

また、個人の任意も先ほど言ったとおりあるかと思うんですけれども、いずれにしてもこのようなシステムにどんどん移行していく上で必要になっていくと思うので、町としてもこの事業においてカード申請サポートのようなサービスを行ってはどうでしょうかと思います。が、それについてどういう見解かお聞かせください。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 今、町のほうでも子育てワンストップサービスを実施しております。オンラインで各種子育てに関する手続ができるという内容になっておりまして、7月から試行的にスタートしておりますが、現在のところ、町のほうでそのワンストップサービスを利用した申請につきましては、現在の実績はゼロとなっております。ですが、もっとこの制度の浸透が進みますと使用の件数が上がってくるというふうには思っておりますが、まだまだ浸透ぐあいが足りないのではないかなというふうな認識でございます。

○議長（目時重雄君） 本田佳子君。

○3番（本田佳子君） ありがとうございました。

できるだけ、まだまだこちらの秋田のほうでは知られていないサービスだと思いますので、進めていただいて、少しでもお母さん方がいろんな手続とかしなくてもいいように、軽減されるように願っております。また、これからさらに新しいサービスも始まってまいります。また、ほかの地域から小坂町に移り住む方が入ってきたときに、この町ではできないんだ、不便だなというように感じないように、早目の対策をお願いいたします。

以上で1番についての質問を終わります。

続いて、子供の発達障害についての再質問を行いたいと思います。

先ほどの答弁で、町では、本当に私としても、小坂町でも本当にありがたいことに早くから町の支援事業、また学校においても取り組みをしていただいていることを認識しております。高く評価しております。それでもさらにもう一步踏み込んで理解度を、担当の方だけでなく広い地域の方たちにも認識していただきたいとの思いで、また1月に大阪大学大学院の小児発達学研究科の医学博士の片山泰一先生からお話をお伺いしてきたこともありますので、少しお話しさせていただきます。

皆さん余り知られていないかと思いますが、障害者差別解消法というのが平成25年の法律で決まっております。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律で、その基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊重が重んぜられ、その尊重にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする日本の法律であるというふうになっております。

簡単に言うと、この法律は26の本則の条文と附則からできており、障害を理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけない、2つ目に、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること、3つ目には、国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことと定めております。

これまで障害とは、目が見えない、歩けないなど、その人が持っている性質だけから生じると多くの場合考えられてきましたけれども、しかし、それだけでなく、そうした個人の性質のために、働けなかったり、さまざまな活動に参加できなかったりするような社会の仕組み、人々の偏見や建物や制度などにも問題があって、そのような社会と人とのかかわり合いから障害が生じると考えられております。

また、社会でさまざまな活動をするときに、障害のある人が障害のない人より不利になることが多く見受けられます。今まではそうした不利の原因をその人の持つ機能障害のせいと考えられてきました。しかし、障害者権利条約は、機能障害のことを考えないでつくられた社会の仕組み、社会的障壁に原因があるとししました。この考え方が障害の社会モデルです。この考え方から40年、ついにその国際的なルールとなりましたというふうにして講義を受け

ました。

また、この考えに基づいて対応している地域が取り組んでいる事業、またはツールがあるので、それもちょうと紹介したいと思います。

大阪府の池田市では、全市民を対象とした、発達、あと成長を一生涯記録できるツール、いけだつながりシート「I k e d a __ s」を開発、提供しております。資料や標準化された発達検査等をもとに項目を作成し、保護者と教育・保健・医療・福祉・就労に携わる方の意見をもとに修正を繰り返して2012年に完成させて、全関係機関に内容及び活用することに合意を確認した上で、2013年4月から希望する市民へ無料配布しております。池田市民であれば誰でも使えて、年齢や障害の有無を問わず、例えば母子手帳を全ての人が利用するようなもので、それによってさまざまな視点から本人の成長や発達の経緯が俯瞰でき、生涯にわたって同じシートを使用することにより、変化が一目でわかるようになっております。保護者や各機関が必要とする項目で構成されているために、強く記憶しているエピソードだけでなく、必要な情報や記入漏れを防ぐことができっております。これを見ながら個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するために、全ての子供についての本人の理解にもつながって、改善されるケースもあるということです。

そのほかにも、ゲイズファインダーというテレビ画面を見るだけで社会発達の傾向を調べることができる通称かおテレビというものがあって、早期発見に役立つツールがあります。お母さんの膝の上に赤ちゃんを座らせてテレビを見ることで、画面に出てきた画像の何に興味があるか、また赤ちゃんの視線を読み取ってわずか2分ほどで評価されるというものです。価格が300万円とちょっと高額ですけれども、早期発見の今後の子供の教育に関しての手助けとなるものと思います。これについて町としての見解をお聞かせください。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） かおテレビやいけだつながりシートなどの情報提供ありがとうございます。

私たちも乳児健診などを通じながら、保健センターとしましても、子供ばかりじゃなくて、小学校、中学校の学校へのつながりなども大切にしながら、そういった点で一人の子供をずっと見ていくような体制はできているものと思っております。また、かおテレビというふうな形でご提言ございましたが、やはり規模に合った形の方式というものもあろうかと思えます。現在行っている方法がベストとは言いませんが、我々のやっている発達障害を発見するツールといいますか手法につきましても、いろいろと手直しをしながら今後進めてまいりたい

いと考えております。

○議長（目時重雄君） 本田佳子君。

○3番（本田佳子君） ご答弁ありがとうございました。

小坂町でも一生懸命やって、高く私も評価しているんですけども、さらにまた新しいツールで本当に早いうちにそういうものを見つけられて対処できたならと思ひましてお話しさせていただきました。また、ぜひ地域の方にも広く認識していただきながら、どの子供も健やかに、それぞれの個々の思いも尊重してもらえる子育て上手の小坂町であってほしいなと思います。

2番の子供の発達障害についての質問はこれで終わります。

続いて、3番目の学校における危機管理体制の整備についての再質問をさせていただきます。

小坂小中学校でも2年前に講習や研修を受けているというお話を聞いて、結構前向きに取り組んでもらえているので、よかったなというふうにして思っておりましたけれども、やっぱり小学生でもそういう体験をできるものであれば、小学生が理解できる学年からでも知ってもらふべきと考えます。児童・生徒の命を守るだけでなく、高齢者のおじいちゃん、おばあちゃんの助けになる可能性も出てきます。また、そのことを小学生の理解できる学年からでも知ってもらふことが大切と考えますが、このことについてどういうふうに思いますか、お知らせください。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 小学生についてということですが、小学生についても、応急手当が必要で、応急手当によって命が助かるということを学ぶことは必要だと思うんですが、一応AEDを触るとか、実際に実技をして人を助けるという行動について少し内部でも検討したところですが、もしも助けられなかったときの子供たちの気持ち、精神的な負担というのを考えると、最低のところでもいいのではないかなというふうに現段階では考えています。

来年度予定しています、いのちの教育あったかエリア事業の中では、命を守る、命を大切にするというところを一番のテーマに据えて学ぶことになっています。まだちょっと来年度の事業なのでこれから少し詰める必要があるところもありますが、今の段階では5年生から中学生までというふうな対象で進めていこうというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 本田佳子君。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。大変積極的に行っていただいてありがたいと思います。

そして、あと先ほど教職員へのAEDの実施体験というのがなかなかできていない部分もあるというふうにしてお伺いしておりますので、できるだけ物は触らないと行動もできないし、助けることもそれこそできないというふうに考えますので、ぜひ命を救う大事な知識と捉えて、みんなで学んで安全な学校環境をつくっていただけることを望んで、この質問を終わります。

最後に、町長にこのことについてどのような方向性で進めていくかお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今話があったことについては、教育委員会と協議しながら進めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 本田佳子君。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ぜひみんなと一丸になって、本当に子供を、大事な小坂町の宝を守っていくという気持ちで取り組んでいただけたらありがたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、3番、本田佳子君の一般質問を終結いたします。

◇ 熊 谷 聴 君

○議長（目時重雄君） 次に、11番、熊谷聴君の登壇を求めます。

〔11番 熊谷 聴君登壇〕

○11番（熊谷 聴君） 11番、熊谷です。議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

最初に、2月27日の新聞の報道で、観光地である十和田火山大規模噴火のハザードマップが公表されましたが、十和田火山は今後も噴火すると考えられる活火山、数億年前から幾度となく噴火を繰り返し、現在の形が形成されたと考えられています。噴火が発生した場合、それぞれの四季、気象条件により災害規模が異なると思うが、十和田火山防災協議会では今後、噴火警戒レベルの検討・導入、具体的な防災対応の検討、避難計画の策定、火山防災マ

ップの作成などを進めていくとあるが、当町で隠れた災害を発見するためにはどのような取り組みが必要か、また、町において想定される災害は何があるか、災害時のボランティアの受け入れについて、窓口や取りまとめはどこが行うか、災害廃棄物の処理計画はどうかをお尋ねいたします。

次に、農業・山林の将来ビジョンの必要性についてお尋ねいたします。

平成30年度からはいよいよ減反政策が廃止され、離農者がさらに増加すると懸念されますが、食・農についての要望と方針のはざままで町としての方向性が問われる。さらに、森林環境税が始まるが、森林管理ができない方々や現場の高齢者に加えて、後継者不足の問題は林業ではさらに深刻である。産業としての衰退は今に始まったことではないが、先代が杉やヒノキに広く植えかえたその責任が、我々世代に岐路として今まさに目の前に突きつけられている。多発傾向の土砂災害は山からのメッセージであり、獣害は私たちがしてきた結果である。根本的な原因は明確であり、今やらなければ次世代の負担が増すのに、手を打たないのはなぜか。町を守るとは、山や田畑や子供たちが生きるための環境を守ることが最低限ではないか。元農林当事者の老後も含めて、日々疑問や心配に思うことをお聞きいたします。

食や農について町としての明確な方向性はあるか、山についての将来ビジョンを持っているのかをお聞きいたします。

次に、昨年10月にワイナリーが完成し、6カ月が過ぎようとしております。初出荷時を迎え、大変盛況だったと聞いておりますが、今後の将来ビジョンと付加価値についてお聞かせください。また、この6カ月間の稼働率と初出荷時の課題点をお聞かせください。

答弁の後、また再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君） 11番、熊谷聡君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 11番、熊谷聡議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、十和田火山大規模噴火についてのお尋ねでございます。

活火山である十和田については、常時観測火山となることに伴い、平成28年2月に活動火山対策特別措置法の規定に基づき、小坂町を含め、鹿角市、秋田県、青森県、青森県十和田市が火山災害警戒区域に指定されております。これを受けて、平成28年4月に十和田火山防災協議会を設置し、噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画、火山防災マップ等の作成について検討してまいりました。

平成30年1月24日に十和田火山防災協議会を開催して、噴火シナリオ及び火山ハザード

マップについて協議し、最終案を取りまとめております。その内容は、噴火シナリオによると、想定火口範囲は十和田湖の中湖と御門石を結ぶ3.4kmを半径とする円内で、噴火規模としては小規模、中規模、大規模の3段階を想定しております。

小規模の場合は、水蒸気噴火を想定していて、噴火影響範囲については上空から飛散してから落下する大きな噴石や投下火砕物の発生が想定され、想定火口範囲から4kmぐらいの範囲、おおむね十和田湖外輪山内に影響が出るとしております。

中規模の場合は、マグマ噴火を想定していて、噴火影響範囲については、噴煙柱が立ち上がった後、崩れてある程度地形に沿って広がり、流れ下る火砕流、火砕サージと投下火砕物が想定され、想定火口範囲から地形の障壁を乗り越えられる箇所等によって20kmから23kmぐらいの範囲に火砕流、火砕サージが影響されるとしております。

大規模の場合は、マグマ噴火を想定していて、噴火影響範囲については、噴煙柱が立ち上がった後、崩れてある程度地形に沿って広がり、流れ下る火砕流、火砕サージと投下火砕物が想定され、想定火口範囲から地形に関係なく30kmぐらいの範囲に火砕流、火砕サージが影響されるほか、投下火砕物については、10cm大のものでも北海道や岩手県南部、秋田県中央部までの範囲に及ぶとされております。

1点目の町において想定される災害は何があるかについてでございます。

小規模噴火の場合は、十和田湖地区に大きな噴石や投下火砕物の発生が想定されるほか、中規模・大規模噴火の場合は、町全体に火砕流や火砕サージと投下火砕物が想定されております。

2点目の隠れた災害を発見するためにはどのような取り組みが必要かについてであります。

やはり日常的な点検・巡回が必要であると思っております。特に土砂災害危険区域に指定されている土石流危険渓流、地すべり危険箇所、がけ崩れ危険箇所等については、常日ごろから点検等に努めてまいります。

3点目の被災時のボランティアの受け入れについて、窓口や取りまとめはどこが行うのかについてであります。

小坂町地域防災計画に記載しておりますが、小坂町社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターを開設し、町、日本赤十字社秋田県支部、各ボランティア団体と連携してさまざまな支援を行うこととしております。

4点目の災害廃棄物処理計画はどうかについてであります。

小坂町地域防災計画に災害時の廃棄物処理計画として、計画の方針、実施機関、災害発生

時における災害応急対策、廃棄物処理、施設の応急の方法を詳細に記載しております。町が迅速に処理することにしてはありますが、被害が甚大で町のみで処理することが不可能な場合は、県の指導により、他の市町村に応援要請してその解決を図ることとしております。

なお、今後、十和田火山防災協議会において、噴火警戒レベルの検討・導入、具体的な防災対策の検討、避難計画の策定、火山防災マップの作成等を行う予定でありますので、資料等がまとまり次第、速やかに町民に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、農業・山林の将来ビジョンの必要性についてのお尋ねでございます。

1 点目の食や農業について町の明確な方向性はあるかについてであります。

小坂町は古くからの鉱山町であり、関連事業に就業する方も多かった影響から、販売農家のうち農業以外から主な所得を得ている第2種兼業農家が販売農家の約65%を占め、そのほとんどが水稻主体の経営となっております。このため農業の複合経営への転換がなかなか進んでこなかったこと、また米需要環境の低迷に加えて高齢化や担い手不足も重なり、持続的な農地活用が危惧されてきている現状があります。

町では、農業関連事業の代表的な取り組みとして、大規模養豚団地・食肉加工処理施設整備事業を実施し、現在では年間15万頭の銘柄豚「十和田湖高原ポーク桃豚」を生産する大規模養豚施設が整備され、町の農業生産額の85%を占めている状況となっております。

さらには、バイオマスタウン構想に基づく資源循環型農業として、転作田や耕作放棄地を再整備した圃場で菜種を中心とした畑作物と菜種油の製造や、日本のオリジナルワイン専用品種である山ブドウ交配種の栽培と日本ワインの醸造等、特徴的な農業も推進してきたところであります。

これらの施設を連携活用した6次産業化の推進とともに、食育及び地産地消の推進を連動させ、既存の農業経営にさらにプラスとなる仕組みづくりが課題と考えておりますので、現在、安心・安全で新鮮な農畜産物の地域内流通を高めるとともに、農家の所得向上を目指し、地産地消推進計画の策定を進めております。今後計画を実践する中で、農家の皆さんにも参画していただき、これからの農業経営と一緒に考えていただき、米依存の経営形態からの転換を地域でできることから進めていきたいと考えております。

2 点目の山林についての将来ビジョンを持っているかについてであります。

議員お尋ねの趣旨は、国で導入を予定している新たな森林管理システムに係る町の山林の将来についての考え方のお尋ねと思われますので、これに基づいてお答えさせていただきます。

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものであります。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手不足等が大きな課題となっております。

こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが求められている現状にあって、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村みずからが管理を行う新たな制度を創出する森林関係法令の見直しが検討されております。

新たな森林管理システムが施行されれば、森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務が明確化され、森林所有者みずからが森林管理を実行できない場合に、町が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者につなぐスキームを設けることとなります。再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、町が管理を行うことが予定されております。

したがって、対象森林の抽出や所有者の確認等、町では所有者の意向調査を実施し、林地台帳を整備するとともに、必要な森林整備を実施し、森林資源の保全と有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、小坂七滝ワイナリーについてのお尋ねであります。

1点目の将来ビジョンと付加価値についてであります。

国立公園十和田湖や鉱山繁栄期の面影を残す産業遺産、そして日本独自の山ブドウ交配種を柱としたブドウ栽培振興等の特徴的な地域資源を生かした滞留型観光を目指すことを目的に、グリーンツーリズムを推進しているところでございます。その一環としてワイナリーを建設し、グリーンツーリズムの中心施設として特徴的な地域資源との連携を加速させるとともに、農業の6次産業化を推進するものであります。

これまでの通過型観光から滞留型観光へと転換させるため、目指す姿としては、1つには、ワイナリー周辺にはブドウを植えて、栽培から醸造までを見る・体験する環境を整備する、1つには、町が誇るブランド豚「十和田湖高原ポーク桃豚」や名産「十和田湖ひめます」を初めとする地域食材とも連携し、食べる、飲む、泊まるがセットになった観光事業を展開していく、1つには、ブドウの樹オーナーの募集や地域食材とワインをテーマにしたイベントを随時開催することで、観光客がワイナリーを訪れる機会を創出することを考えております。

また、運営主体は、町が出資する小坂まちづくり株式会社がワイン醸造部門を設立し、施

設運営に当たっておりますが、同社はこれまで町が整備した産業遺産施設の多くを指定管理業務にて運営している実績がありますので、これにワイナリー運営が加わることで、産業遺産観光とワイナリーが連携しやすい環境が整い、小坂町ならではの対流型観光実現への展開を期待しております。ニーズに応じた商品構成により、リーズナブルで飲みやすい定番ワインから本格的なこだわりのワインまで、幅広くお客様に愛されるワイナリーを目指していただきたいと思います。

2点目のこの6カ月間の稼働率と初出荷についてであります。

初年度の計画では、原料換算で10t、ワイン720ml換算で約1万本を予定しておりましたが、平成29年度の醸造は、原料換算で13.7t、720ml換算で1万3,700本が見込まれます。ワイナリーからの出荷本数は、2月末現在で12月に1,100本、2月に500本の1,600本が出荷されております。今後の出荷予定は、3月に1,500本のほか、4月以降に順次出荷していきたいとのことであり、売れる方法とタイミングをはかり、現在、味を決めるためのブレンド中とお聞きしております。

おかげさまをもちまして、これまでの出荷分は完売していると伺っておりますので、これからの出荷分も完売され、小坂ワインが大勢のお客様から喜ばれ、小坂七滝ワイナリーが皆様から支援され、規模拡大により雇用の増加や農業の新しい経営者の増加に結びつけていけるよう、町としても連携して農業振興を図っていきたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、ブドウを通じた農業後継者の育成にご理解とご協力をいただきますよう改めてよろしくお願いをいたします。

以上、11番、熊谷聴議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 熊谷聴君。

○11番（熊谷 聴君） 順次再質問させていただきます。

答弁の中で、町全体に火砕流、サージが来ると町長答弁の中でおっしゃいましたけれども、町で想定される被害状況はどのぐらいになるのか、またサージは、中規模噴火の場合、何分ぐらいで到達するのかもお尋ねいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、私のほうからお答えいたします。

今言ったのは、中規模のお話でございますね。中規模につきましては、十和田外輪山を下って火砕流、火砕サージが流れ込むことが想定されているということで先ほどお話ししまし

た。あと、投下火砕物につきましても、約1 mくらいが堆積されることが予想されるということでもあります。町全体にわたって火砕流、火砕サージ、あと投下火砕物もありますので、全体的に町全体が甚大な被害に見舞われるということになると思います。

あと、何分ぐらいでなるということにつきましては、まだ今回の資料には出ておりませんので、この後いろいろ分析をした結果がまた出てきますので、その段階でまたお答えしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 熊谷聰君。

○11番（熊谷 聰君） ご答弁ありがとうございます。

鹿角市では、3月6日に新聞で、「噴火警戒体制など修正」ということで北鹿新聞等に掲載しております。昨日、全員協議会の中で、小坂町も3月7日に一応影響範囲ということで資料を出しておりますので、なるべく早く町民の方々に周知できるようにお願いいたします。

そこで、昨年11月、事務調査で群馬県の草津町を訪れ、黒岩町長、皆さんから説明を受け、大変勉強になったことを覚えています。しかし、災害は突然、1月23日の草津白根山の噴火で1名の命が奪われ、11名が重軽傷という皆さんにもまだ記憶に残る自然災害が発生したわけです。

草津町では、「わが家の防災会議」ということで、「こんなときは」ということで、家中ではどこが一番安全か、火の元はどのようにして消すか、子供やお年寄りの安全な避難方法は、避難場所の道順は、家族がばらばらになったときの落ち合う場所は、隣近所との連絡方法はということで、我が家の決まりをつくっているそうです。

我が町も災害はいつ来るかわかりませんが、町民が安心・安全に暮らせるように確保していただき、町にお願いして、この質問を終わらせていただきます。

次に、農業・山林の将来ビジョンの必要性についての再質問をさせていただきます。

町長の答弁で、再委託できない森林、再委託に至るまでの間の森林は町が管理を行うと答弁されましたが、具体的な管理の仕方をお聞かせください。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君） 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林について、町が行う管理の仕方についてお答えさせていただきます。

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため国で示しているプランでは、市町村が間伐等の公的管理をすることとしております。なお、間伐につきましては、境界の確定とか路網の整備、そこまで入ります。

なお、市町村による森林の公的管理のあり方につきましては、市町村が公的管理を行う際に、1つとしては、林業生産林としての採算性が見込めない森林については、管理コストが小さくなる育成複層林への転換を進めること、また、民間事業者にできるだけ幅広い範囲で作業委託できるようにすることなどと、森林を健全な管理で維持し、資源を循環させていく施業をするということが求められております。

以上です。

○議長（目時重雄君） 熊谷聰君。

○11番（熊谷 聰君） どうもありがとうございました。

続いてですけれども、ワイナリーのことについてお聞きいたします。

町長答弁の中で、付加価値とはこだわりということをおっしゃってございました。今後、そのこだわりということはどういうことなのかをお聞かせください。それから、そのこだわりの中に、日本ワインコンクールに出品するのか、または日本だけでなく世界を見据えたそういうコンクールに出して今後付加価値をつけるのか、それともJAS、それともGAPという国内にいろいろなそういう付加価値をつけるところがございます。そういうところにワインを出品して小坂のワインの位置づけをするのかをお聞かせください。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君） 先ほど町長の答弁でお話がありました商品構成、これからのことにつきましては、現在まだいろいろと味見をしている段階ですが、当初の計画では、やはり飲みやすくリーズナブルで、まずは地元の町民の方に親しんでもらう、そういうワインをと、さらには、当然ながら商売としてこれから経営していただくためには、やはり本格的なこだわりのワインというものを目指すと、それでやはり収入を確保していただくと、そういう両面で考えていただくということで計画していただいておりますので、これから指導していただいております方々からの経験を踏まえて、いろんなパターンの価格帯のワインをつくっていききたいというふうに伺っております。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 私から答弁させていただきます。

小坂町並びにこの北東北というのは、山ブドウの交配したブドウが多いわけです。また、日本の中では、山ブドウという品種というんですか、私も余り詳しくわかりませんが、そういう山ブドウでつくったワインをできればこの小坂町に集めて一つコンクールみたいなものをやるところまで行きながら、商品の価値並びに山ブドウでつくったワインの価値を上

げていきたいなと思っております。そうなってくると、まず販売についてもやっぱりワインの本数等もふやしていかなきゃならないということになると、どうしても原料となるブドウの栽培の量の確保というのが必要になってきますので、その辺も含めながら頑張っていきたいなと思っております。

○議長（目時重雄君） 熊谷聰君。

○11番（熊谷 聰君） ご答弁ありがとうございます。

ワインで有名な甲州市勝沼町では、一升瓶で1,080円からのワインが販売されておるそうです。これは町民や近隣市町村にとってワインの普及が進むのではないのでしょうか。小坂町も、近隣市町村と協力して、これからのワインの流通や販路拡大につなげていただければと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、11番、熊谷聰君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は3月16日午前10時から再開いたします。

散会 午後 2時24分